

令和元年度 第1回江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和元年7月18日(木) 午後1時30分～午後3時23分

場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉

出席者 小川会長、戸倉副会長、川野委員、中谷委員、庄司委員、磯部委員、横山委員、菅委員、鈴木委員、松本委員、佐野委員、佐藤委員、川島委員、秋元委員、矢田委員、亀田委員、大沼委員、南波委員、井口委員、山崎委員

- 次 第
1. 開 会
 2. 委員委嘱および紹介
 3. 事務局挨拶
 4. 会長・副会長選任
 5. 議 事
 - (1) 地域自立支援協議会の進め方について
 - (2) 取り組みテーマに関する情報共有
 - (3) 江戸川区障害福祉計画等の中間報告および次期計画策定のための基礎調査について
 - (4) 情報共有・その他
 6. 閉 会

<議事要旨>

開会時刻 午後1時30分

障害者福祉課長

それでは定刻となりましたので、これより令和元年度第1回江戸川区地域自立支援協議会を開会させていただきます。終了は午後3時を予定しています。どうぞよろしく願いいたします。

初めに本日の配布資料につきまして確認をいたします。

資料確認

障害者福祉課長

引き続き議題に入ります。

初めに委員の委嘱でございますが、あらかじめ皆さまの席上にお配りしております委嘱状にて代えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ここで、委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。お手元の席次の順にお名前をご紹介いたしますので、大変恐縮でございますが、お名前を紹介した際にその場にてご起立をいただければと思っております。

委員紹介・挨拶

障害者福祉課長

委員の皆さま、ありがとうございました。

なお、本日は、清新第一中学校校長・薦田委員よりご都合により欠席と連絡をいただいております。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

事務局紹介・挨拶

障害者福祉課長

続きまして、次の議題に入らせていただきます。

本年度は委員改選の年でございますので、協議会の会長・副会長の選任をさせていただきますと存じます。

協議会の設置要綱では、委員の互選により選出となっておりますが、委員の皆さまがご了承いただけるようであれば、事務局から提案させていただきたいと思いますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

委員承認

障害者福祉課長

ありがとうございます。それではまず会長職でございますが、江戸川区障害認定審査会の会長を引き受けていただいております江戸川区医師会の小川委員に前期に引き続き地域自立支援協議会の会長職をお願いできればと思います。併せて副会長職でございますが、こちらも前期に引き続き江戸川区腎友さつき会の会長であります戸倉委員にお引き受けいただければと思いますが、委員の皆さま、いかがでございましょうか。

拍手により承認

障害者福祉課長

ご承認いただきましてありがとうございます。皆さまにご承認をいただきましたので、小川委員に会長職、戸倉委員に副会長職をお願いいたしたく存じます。

それではここで小川会長、戸倉副会長より一言ごあいさつを頂戴したいと思います。

会長・副会長挨拶

障害者福祉課長

ありがとうございました。それでは、ここからは会長に進行をお願いしたく存じます。会長、よろしくお願いいたします。

会長

改めましてよろしくお願ひいたします。

本日は限られた時間内での有意義な会議ができますよう、議事進行につきましては皆さま方のご協力をお願いいたします。

本日の協議会は、公開として、傍聴者の希望を募っております。その点について事務局から報告をお願いいたします。

障害者福祉課計画係長

江戸川区ホームページにおいて傍聴者の希望を募りました。その結果、8名の方に申し込みをいただき、本日8名の方がロビーでお待ちになっております。皆さまのご了解をいただけた場合はご入場いただきます。

傍聴の方への配布資料ですが、本日皆さまにお配りしております資料のうち、資料1から10につきましては傍聴者の方にもお配りしたいと考えております。

会長

ただ今、事務局から傍聴について説明がありました。委員の皆さまよろしいでしょうか。

委員承認

それでは、傍聴の方にご入室いただきたいと思います。お願いします。

傍聴人入室

会長

それでは次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

議事1「地域自立支援協議会の進め方について」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

それでは、江戸川区地域自立支援協議会につきまして、資料1をご覧ください。

初めに1「法的な位置付け」でございます。地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に規定されている協議会です。法におきまして「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関で構成される協議会を置くように努めなければならない」また、「関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの」と規定されています。

続いて2「設置について」でございます。協議会は、障害福祉関係機関等のネットワーク構築及び情報共有を推進する中核機関として位置付けられてございます。平成20年度より開催しておりまして、今期で7期目、12年目となります。

続いて2「協議会の目的」でございます。協議会は、障害当事者の方と、日ごろは障

害者と関わりのない方が、意見交換や情報共有をすることを通じて、お互いを理解し、共通認識を持つという「共通理解の醸成」を目的としています。

続いて2 「協議会の位置付け」でございます。協議会は、先ほど申し上げましたように、共通理解の醸成を目的としてございますので、議決機関や諮問機関ではございません。また行政に対する要求をする場でもありません。

続いて2 「委員の役割」でございます。協議会での情報共有や意見交換の内容につきましては、委員の皆さまが、地域や各団体に広めていただくことにより、地域全体で障害のある方の地域生活を見守る環境の形成や課題解決につながっていくと考えてございます。

なお、委員の皆さまの任期につきましては、今年度および来年度の2年間となります。

また、区で3年に1度策定している障害福祉計画等につきましても、ご意見を頂戴する場と位置付けてございます。

資料1の裏面につきましては、昨年度まで協議した概要をまとめたものになります。後ほどご確認願います。

続きまして、今年度の協議会の進め方でございます。資料2をご覧ください。

1「第7期協議会について」です。今期の協議会は、平日の木曜日の午後の開催を基本とし、毎回の協議会にて次回の日程をお示しさせていただくことで進めさせていただきます。令和元年度につきましては、本日7月18日のほか、第2回目は11月7日木曜日、第3回目は令和2年2月頃と年3回の開催を予定しています。

主な内容は、「共通理解の醸成」を目的として、取り組みテーマや次期計画の策定についてなど、障害福祉に関わることにつきまして情報共有や意見交換を行っていきます。また、この地域自立支援協議会は「障害者差別解消支援地域協議会」の役割も併せて位置付けてございます。つきましては、今年度も引き続き「障害者差別解消法」に関する相談・困難事例がありましたら紹介をさせていただきます。

続きまして、2「令和元年度の取り組みテーマについて」です。

今年度の取り組みテーマにつきましては、 に記載のとおり前期と同じになりますが、「江戸川区の地域共生社会について」を提案いたします。

地域共生社会とは、子どもから熟年者まで、障害の有無にかかわらず、地域に暮らす方の全てが地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる社会ということで位置付けてございます。江戸川区では、地域で暮らす人たちが受け手と支え手に分かれることなく、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりを目指しています。地域共生社会の構築の拠点といたしまして「なごみの家」の整備も進めているところでございます。

そこで の提案理由にございますように、地域自立支援協議会では、29年度と30年度の2年間におきまして江戸川区の地域共生社会をテーマに挙げて障害児者の地域生活に係る課題について情報共有を図ってまいりました。

本日公布しております資料3が、その2年間で協議していただいた内容をまとめたものでございます。こちらは区のホームページにも掲載しています。

これまで、委員の皆さまから多様なご意見をいただけてきましたが、障害者の方が、地域で自分らしい暮らしをしていくためには、さまざまな課題があるということも確認できました。そこで、これまで2年間で出た意見を基に区内の社会資源について確認をしてい

ただきながら、地域共生社会に向けた課題についてさらに議論を深め、情報共有を図っていただきたいと考えてございます。また令和2年度に策定する障害福祉計画等につなげていくということで、今回のテーマを提案いたします。

続いて 協議会の進め方でございますが、毎回協議会で小テーマを定め、小テーマに沿った意見交換を進めていきます。本日は「障害児者の地域生活における課題について」、第2回は「障害児者の地域生活を支える社会資源について」、第3回は「障害児者の地域生活における社会資源の活用について」を小テーマの案としています。小テーマにつきましては各回開催通知発送時に改めてお伝えする予定です。

障害者の生活を支える社会資源としては、障害福祉サービス、さらに障害のある方も支え手として役割を持ち、お互いに協力し合い、支え合いながら暮らす仕組みづくりなどにつきましても、委員の皆さまそれぞれのお立場から多角的なご意見をいただければと思っております。

資料についての説明は以上です。

会長

ありがとうございます。ただ今事務局より協議会の進め方について説明がございました。

まず、事務局から提案がありました令和元年度の協議会取り組みテーマについて、ご意見があればお願いいたします。

意見なし

それでは何も意見がないということであれば、今年度の協議会の取り組みテーマを「江戸川区の地域共生社会について」とし、事務局提案の進め方にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員承認

ご賛同いただきましたので、令和元年度の取り組みテーマとして「江戸川区の地域共生社会について」に決定します。

それでは次の議事に入りたいと思います。続きまして議事2「取り組みテーマに関する情報共有」につきまして、事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課長

今年度の地域自立支援協議会の年間取り組みテーマとしまして、ただ今「江戸川区の地域共生社会について」ということで決定をいただきました。

先ほどお伝えしましたとおり、本日は「障害児者の地域生活における課題について」を小テーマにご意見をいただければと存じます。平成29年度・30年度の2年間で、障害者の地域生活における課題として障害者の居場所づくりやネットワークづくり、また理解促進、社会参加、住まいについてなど、さまざまな情報共有を行ってまいりました。その内容を基に、障害児者の地域生活に対する取り組みや、これまでの取り組みの成果などがござい

ましたら、ご意見をいただければと存じます。

会長

ありがとうございました。それでは副会長より席次の順にマイクを回させていただきます。

平成 29 年度・30 年度で障害者の地域生活における課題について、いろいろお話を伺ってきているので、本日はその 2 年間で情報共有をしてきた内容を基に、それぞれのお立場におきまして、取り組みや成果などのお話を伺っていきたいと思います。

時間的な制約もございますので、お 1 人 1 ～ 2 分程度を目安にお話しいただければと思います。ではよろしく願いいたします。

副会長

私自身は、普段、普通に仕事をしており、土日は私が会長を務める患者会の活動等をしておりますので、なかなか他の障害のある方と出会う機会は少ないです。この協議会の中で共通理解をした内容について地域の中で生かすということはなかなかできないのですが、私のできることとしては、私たちと同じ障害を持っている透析患者、腎臓病患者がしっかりと地域の中で自立生活ができるような活動を推進させていただいております。

一つは、透析では、毒素を抜くのですが、同時に栄養も抜けてしまいますので、低栄養になりやすく、それに伴い運動を行う機会が少なくなり、筋肉が衰えてきて、最近よく言われるフレイルという状態が一般の高齢者よりもなりやすいと言われております。そのようなことを情報提供や勉強を行い、きちんと社会生活を送ることによってフレイルが防止できるということですので、仲間と交流を図り、元気に社会生活を送るようにしています。

委員

区内にろう者は 1,600 名ぐらいいると思います。ろう者は電話をすることができません。話すことができず、聞こえないと一番大変なのが電話です。例えばカードを失くしたときは電話で本人確認ができないので大変です。とても不便であり、ほかの方に頼むこともなかなかできない等の問題があります。それが一番困ることです。

それから、ろう者協会では手話通訳だけではなく、電話リレーのサービスを行っており、たくさんのろう者がボランティアで電話通訳を行っています。運営にあたり公的な助成金などがあるといいと思っています。

生活をしているろう者の権利を守り、差別のない社会になればいいと思っています。2 年後には江戸川ろう者協会は創立 70 周年を迎えることとなります。よろしく願いいたします。

委員

地域共生社会ということで、かねてからの課題にもなっているのですが、視覚障害者は見えませんので、代読という代わりに書いていただいたり読んでいただいたりすることがあります。地域生活支援事業の中に聴覚障害者に手話通訳が入っているように、視覚障害者には代読を地域生活支援事業の中に予算を伴う制度にしてほしいというのが、地域の皆

さんと共生するための要件ではないかと思えます。

私共の会では、若干の予算を立て、ひとり暮らしの方や全盲の方に生活サポート事業の中で意思疎通支援を昨年 10 月から始めておりまして、数名が利用している状況です。その事業について、主管を江戸川区に移して実施していただくために、私たちも努力をしますが、区においても予算を伴う、できたら個別給付のような形で、維持をしてもらいたいと思えます。

もう一つは防災についてです。昨年、江戸川区がハザードマップを発行したときに、これは区民全体の話になると思うのですが、大規模水害の場合に区としては支援ができないというようなことがマスコミでもセンセーショナルに取り上げられまして、大変心配しております。私たちは以前より区内で視覚障害者等、障害者全体を含めて防災訓練をしてほしいということを言い続けてきております。ボランティアセンターで行っている外国人も含めたボランティアで行う防災訓練はかなり歴史を積んできておりますので、1～2年のうちに、一部変更して、障害者だけ、もしくは、障害種別ごとに訓練ができるように、区にもご支援をいただきたいです。また、7月25日に行う区の防災訓練のときには、視覚障害者に特化しなくてもいいのですが、訓練項目に、弱者のための支援をするような区の姿勢をぜひ全面的に出していただきたい。

消防、警察などの支援組織はあるのですが、災害時で困るのは弱者になります。障害者が、特に視覚障害者は全然動けなくなりますから、支援策について区を中心に防災訓練の中に取り入れられるような形にしていいただきたいと思えます。以上です。ありがとうございました。

委員

江戸川区立えがおの家は平成 12 年度に設立し、今年で 20 年目を迎えます。平成 19 年度から指定管理で社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に運営が区から移管されました。

現在、親も子も高齢化しておりまして、医療的なことも今後、出てくるかと思えます。グループホームや施設入所ということが親である私たちの一番の悩みです。親亡き後もしくは 20 年後、子どもたちはどうやって暮らしたらいいのだろうかということをこれから考えていかなければならないこととなります。そこで、様々な講演会に参加しまして、地域の中で生きていくのには地域とのネットワークが大切だということは十分分かっているのですが、なかなか難しいです。

親が活着ているとき、元気なときは大丈夫と思っけていても、いざとなったときにはきつと戸惑ったりするだろうなと思っけています。入所に関してなど、もっと区役所からアドバイスをいただけたらと思っけています。以上です。

委員

地域共生社会についてのまとめを再度読んでいまして、気が付いたことをお話ししたいと思っけています。「なごみの家」の件になりますが、精神障害の方が、最初はなかなか利用することができないということでしたが、前回のお話のまとめを読みましたら、精神障害の方も利用するようになって、心を開いて職員の方々と話ができるように、今はなっているとありまして、それはすごく良かったという喜びを感じておりますが、まだ課題はありま

す。精神障害の方たちはコミュニケーションをとるまでの工程がなかなかうまくできないものですから、そこまで行くにはとても勇気が要るのです。今、社会問題になっていますが、引きこもりの問題があります。どのようにして社会に出ることができるのか、そういうことを考えていただいたらいいなと思います。時間はかかると思うのですが、徐々に進めば、引きこもりの方たちも少しずつ気持ちが変わっていくことと思います。

また引き続きよろしくお願いいたします。

委員

重度の障害者が地域で生活を送る上での居場所づくりになりますが、子どもと親も高齢化になると地域のつながりが少ないと思います。休みの日はいつも家で過ごすことが多く感じます。

また、すぐに具合が悪くなり、全く通所施設に通えていない子どもがいます。そのことも親にはすごく負担がかかっています。

親も子も高齢化により、介護が困難になり、私共の会の中から施設へ入所した人が2名ぐらいいいます。私たちも今後、施設入所や親亡き後の問題が一番思っていることになります。

そして、「なごみの家」についてですが、まだ、私の周りの人は利用していないことが多いので、どのように利用したらいいのか考えています。

委員

私共の会には全日本手をつなぐ育成会というのがありまして、さらに東京都手をつなぐ育成会、それから各地区に育成会があります。今まで「知的障害者育成会」という名前でしたが、それを「手をつなぐ育成会」に変えたことで、私たち江戸川区の育成会にも発達障害を持つ方、精神障害の方や身体障害の方も少しずつ関心を持っていただいています。

先ほど、事務局からのお話の中で、受け手・支え手の区別なくということがありましたが、私たちの子どもたちはどうしてもサービスを受ける側、支援をしていただく側に偏ってしまいます。その中で、共生社会として「なごみの家」が紹介されていますが、実態としては、スタッフの方に個々の障害を理解してもらうことが、一番の課題になっています。例えば知的障害の中でも自閉症というと、声の掛け方一つで不安定になりパニックを起こしてしまう方もいらっしゃるので、そういう方を「なごみの家」で少し社会に慣れさせたいなと思ったときに、常に親が付いて行かないと「なごみの家」を利用できないのかと思うと、スタッフの方の理解をいただくことからお願いしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

第1回地域自立支援協議会が開催されるに当たり、6月に江戸川区精神障害者施設連絡会にて江戸川区が目指している地域共生社会や「なごみの家」について意見交換をいたしました。

その中で「世代や高齢化、災害時支援態勢など、『なごみの家』の設置地域ごとに地域課題があるのではないか。」「子どもたちが障害について学べる、理解を持てる環境づく

りが必要。」「子どものころから障害についての啓蒙活動を江戸川区行政に担えば、地域共生社会が実現していくのでは。」などの意見が上がりました。

今後、皆さまのご意見を聞くことで、江戸川区の障害福祉の推進について知見を広めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員

「もぐらの家」は、名前だけでも古くからご存じの方は多いと思います。50年前に、江戸川養護学校の卒業生で、働く場所がなく、社会参加の場所がないということで、自分たちで家を作り、作業場にしようと瑞江でスタートしました。

今は春江町で江戸川区の土地を借りて事業を続けています。23年前に今の施設ができて、国の認める第1種社会福祉事業になりました。その前の27年間は無認可で行っていました。当時、「地域共生社会」の基本理念である自立・自助・共育・共助を理念として、できるところは自分たちで行い、できないところは助け合っていくことを目指して、廃品回収等を通じて地域の皆様のご理解・ご協力を得ながら、また区にも資金的援助をいただきながら育った状況であります。

「もぐらの家」では、入所支援を行っています。先ほどから、話に上がっている親亡き後の受け皿になる施設になります。23年前にできた当初は身体障害者授産施設という施設でした。その機能は、比較的自立している、介助の必要のない身体障害の方に働く場と家を提供するという仕組みが法律でありまして、その身障授産という種別で行ってまいりました。

ところが、法律が変わり総合支援法では、障害が重い方は寝泊まりする屋根のあるところと日中の活動の場所が一緒でも構わないということで、実際は今の法律でいうと日中活動を行う生活介護等と夜間の施設入所支援の組み合わせでしか事実上、入所施設は認めないというように変わりました。働くということは障害が軽いから働くのしょうというようになって、障害が重いから入所というのと分けなさいとなりました。それが法律的に地域福祉を充実させるという理念と相まって、整合性のあることになるのかもしれないですが、障害の軽い人に働きながら暮らす家を提供するという23年前にできた施設の理念からは大きく異なり、どうすればいいのか、もめた経験があります。

今は一部の人の日中は生活介護を利用して、施設入所支援を利用している人は30人います。多くの方は働くということを機能として実践しながら暮らしているという、今の制度から矛盾するような実態を持ちながら行っています。

昨年秋に入所施設に空きが出ました。区に紹介を相談したところ、たくさんの応募がありましたが、施設としてスキル等の問題から、その中から1人入所しました。

当初、身辺自立して介助の要らない人のための施設をつくったので、全ての施設設備が自立的に動ける人たちのための造りになっています。重度の人を受け入れできるような部屋の広さや廊下幅やトイレやお風呂の造りにはなっていません。また、皆さんの自立性を基礎にして自治的な運営をしているので、利用者同士がある程度理解し合って協働することができないと、仲間としてやっていけないというところがあり、かなり重い知的障害の方だと、一緒にやっていくことの難しさがあります。

「もぐらの家」は地域の中での共生を強く意識して運営してきたという自負もあります

が、実態は、非常に難しい問題が多くあることを痛感しています。

また、個人的には、標高ゼロメートル地帯である3つの河川に囲まれた江戸川区での水害対策について非常に高い関心を持っています。悩ましいことですが、皆さんと良い知恵を出し合うことができればと思っています。

委員

江戸川菜の花の会は、知的障害の方が主に利用する事業所を運営しています。先ほどからいろいろ意見が出ていますように、親亡き後の支援が非常に重要かと思っております。就労支援施設を利用している方で、81歳になる方も来ています。一般的にいえばリタイアしている歳にもなるのですが、生きがいで働きに来ており、法人の事業は非常に意義のあることと思っています。

親亡き後について、第5期江戸川区障害福祉計画には、その対策として、グループホームという記載があります。現在、株式会社も含めてグループホームの設置が進んでいます。グループホームがすべての障害の方の親亡き後の住む場所になるかということでもなく、重度・重複障害の方、医療的ケアをお持ちの方は運営的にも難しいということでグループホームを利用できない事があります。そのような方たちの支援体制を区として考えていただけるといいと思います。

現実的には現在、重度・重複障害の方は、親が亡くなられた後、または親が支援できない状況になると、秋田、青森、北海道等の施設に入所するという現状はあります。テーマである「江戸川区の地域共生社会について」を実際に実のあるものにするには、重度・重複障害のある方や医療的ケアをお持ちの方を含めて考えていただけるとありがたいと思います。

委員

江戸川区の相談支援連絡協議会は総合支援法において相談支援として位置付けられる以前から、相談支援をきちんと行っていこうという趣旨で発足しました。相談支援は、本人に必要な支援、本人の希望・ニーズ、あるいは夢までもまとめた計画を作成し、障害福祉サービスの種類や受給量に反映させるための一翼として法令化されました。

その中で私たち相談支援専門員は、様々な障害当事者の方のお話を聞き、障害福祉サービス事業所を探したり、事業所に対して本人の望むサービスのマッチングを行ったりすることが主な仕事になっております。相談支援員の一人一人が、多くの障害当事者の方々と語り、事業所の問題、悩み、思いを聞きとるという活動をしております。

現状は、様々な福祉サービスが地域共生社会を目指すという一番大きな目的に対して、必要なものは連携であるという思いをどの事業所も持っております。そこで同じ業種の横のつながりの連絡会は民間であります。同じ業種の事業所間を超えたつながりはできづらい状況です。地域自立支援協議会に関しては要望というか希望等、とても多くの事業所や障害当事者の方々がもっていると思います。

先ほど、お話のあったグループホームの問題とは、実はグループホームだけではなく、放課後等デイサービス、移動支援、居宅介護にしても同じような問題があります。私が担当している重度の重複障害を持った親の方が、「つい最近制度が変わって、重度の障害を

持っていても地域で生きるんだ、生きていいんだというふうに言われたと思っていました。相談支援の方が入ってくれたおかげでいろいろなサービス、福祉サービスのみならず、インフォーマルなサービスや支援も紹介していただきました。でも実際に、希望を持っているところへ見学に行っても、実際に受け入れてくれるところがないのです。実際に移動支援に入ってくれるところがないのです。実際に行けるデイサービスがないのです」とお話していました。今はそういう現状があると思います。

相談支援だけではなく、全体の福祉サービス、江戸川区の福祉サービスがこのような状態を突破して、重度障害の方も地域で生きていける社会を目指していきたいという思いを強くしております。区との協働、一緒につくり上げるという意識でこれからもやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員

社会福祉協議会では、「なごみの家」の運営を行っています。前期から、いろいろといただいたご意見について私共としても努力をしてきたつもりであります。

この4月に、一之江に「なごみの家」をオープンし、区内9カ所目になりました。区内のいろいろなところに「なごみの家」が整備され、これも地域のさまざまな人たちのおかげで、私共としては順調に地域の中に浸透しているかと思っておりますが、障害のある方にとって、使いやすいものになっていないのではないかと思っております。今も数名の委員の方からもご意見をいただきました。

今日伺ったご意見は、前回までにお聞きしたご意見とだいたい同じと思っております。その中でも特に私共が力を入れなくてはならないと思っている部分は、関わるスタッフの障害への理解だと思っております。相当程度、理解は進んでいると思っておりますが、まだまだ実際に利用には結びついていないところがありますので、これからも、頑張っていかなければならないなと思っております。

また、先程、精神障害の方のお話をいただきました。精神障害の方につきましては、早い時期から利用していただきました。最初は、スタッフ側の戸惑いがあった事実がありますが、何回かご利用していただいているうちに、理解も進んできました。

そのようなことも踏まえて、私共は、精神障害の方以外の障害のある方を含めて「なごみの家」が皆さま方にとって利用しやすい、安心の一つの条件になるために考えていかなければならないと思っております。

障害のある方が「なごみの家」を通じて地域の方と触れ合い、そして地域の方たちがその障害のある方を理解していくことを目指すものだと思っております。今後ともいろいろご意見を聞かせていただければと思っております。

委員

私からは、2つお話をさせていただければと思ひます。

まず1つ目が、就労に関する現状です。厚生労働省で作成している平成30年度労働白書には、就労支援という言葉が多く見受けられます。今まで江戸川区の就労支援は、送り出し、マッチング、就労定着や生活に関わることなど、広い範囲の内容で行ってきました。今、江戸川区の就労支援に対し、何が一番求められて、何をすべきなのかというのを考え

ていかなければならない時期に来たと感じました。昨年の障害者の水増し雇用の件や雇用率の換算にならない短時間勤務を望む方の企業での受け入れの件を踏まえた換算の在り方について国で話し合われています。

また、雇用することはできないけれども、企業と福祉の施設が連携しながら業務等の仕事の提供を受けるみなし雇用について、これから進んで行くと思いますが、ひとりひとりの生活保障というのを忘れられがちになることが懸念されます。人が社会に出て必要とされて貢献できるという支援の形は、短時間雇用やみなし雇用などが進行したとしても、ぶれてはいけない部分であると思います。

もう1点は、これまでいろいろな委員の方のご意見を聞いて、「地域共生社会」を実現するには、江戸川区では「なごみの家」が必須だと私は思っています。まだ周知されていない印象があり、改めて地域自立支援協議会で「なごみの家」のコンセプトを確認する必要があると思います。「なごみの家」についての私の印象は、気軽に相談できる場所が身近な地域にあるということとさまざまな状況の障害者や高齢者などを含むさまざまな方が地域で暖かく支えているということです。われわれ委員がその分野の基幹の方たちに「なごみの家」を周知する必要があると思いました。

委員

ハローワークの専門援助部門の窓口では、障害者手帳をお持ちの方またはお持ちでない方、発達障害の診断を受けている方、難病の方の就労に関するご相談を承っております。

また、会社が障害のある方を雇用しないといけない法定雇用率の枠組みにおける週20時間以上の労働に特化した求人を受け会社から受けてご紹介し、働ける方との橋渡しをしている機関になります。

去年、法定雇用率が2%から2.2%に上がりましたので、企業の採用も活発になりました。過去最高の雇用率になりました。窓口に来られる方の54%ぐらいが精神疾患の方になったことや重複障害や障害の程度が重い方等が増えており、ハローワークではご紹介ができない場合に各地域の就労支援継続A型やB型、就労移行支援などの支援機関を案内しています。また、江戸川区の場合、江戸川区就労支援センター、地域活動支援センターがさい・えどがわ・はるえ野につないでいます。しかし、スタッフの方の人数が限られていることで、恐らく業務量が急激に増えていると思いますので、限界があるのかなと危惧しています。そこで、地域活動支援センターこまつがわが開設するというので、とても期待しております。

会社には、見学や実習等ができるように積極的に働き掛けをしており、できるだけ障害者の雇用の場が増えていくようにハローワークとしても頑張っておりますので、引き続き区の皆さまには協力体制を組ませていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

私は工場協会の代表になります。いわゆる就労支援という意味では少し違うと思いますが、今日皆さんのお話を聞いて、どこかで接点がないかなと思って聞いております。

障害者の雇用については、従前から保護者会や労働基準監督署の関係等の方々を招いて、事前に対策をしておりますが、工場も築年数が経ってきていまして、そういう面では少し

でも新しく、障害があっても採用できることがあれば就労支援の一つになるのではないかと考えています。

私は特殊なバルブの工場を経営していますが、私の会社にも腎臓透析の社員がいて、週2回病院に行くことになっています。2年前までは設計をしていて、病気を患ってから、製品の発送や部品の受け入れ等を頑張っております。どういう形で就労支援があるのか、工場協会ですから機械関係が多いので、皆様のご意見をよく伺いして進めたいと思っています。

委員

知的障害の高等部があります特別支援学校の校長でございます。

様々なサービスを使わせていただき、理解・啓発のための取り組みは引き続き行っているところでございます。今、学校内で主権者教育を進めております。選挙権が18歳からと引き下げられて、本校でも20名程度の選挙権を有する子たちが通学しているところです。知的障害の方が選挙に関わろうとしたときに、やり方が分からなく、合理的配慮といっても投票場所によって、事前にどれくらい打ち合わせをしておかなければならないことや投票が難しい等と言われてしまったというようなことも含めまして、保護者の方から相談の中で「うちの子はちょっと無理かしら」と諦めている場合もあると聞いております。段差のあるところのフォローや点字等の対応はかなり進んできていると思いますが、知的障害や目に見えないハンデを持っている方の参政権については、もう少しみんなで考えていけるような土壌をつくっていただけたらと思っています。

委員

私からは3つ、情報提供も含めて話をさせていただきます。

本校は江戸川区内の肢体不自由の小中高等部、そして知的障害の小中学部を有する学校です。伸び行く江戸川区、人口が70万人を超え、14歳以下の人口については23区中、上位ということで、子どもたちの数もどんどん増えており、本校児童生徒数は442名となり、東京で一番大きい学校になっています。

そこで情報提供になりますが、今年4月から学齢期の知的障害児の教育の場が、江東区の臨海副都心にできました。わが校の江戸川区南部に居住している小中学部の子ども、高等部の子どもと東陽町にある高等特別支援学校、この2校に在籍していた児童生徒がそこで学んでいます。ご理解いただきたいのは、江戸川区内の知的障害の子どもがほかの区で勉強しているということで、高等部を卒業すると区に戻ってくるということです。就労先、就労支援施設、福祉作業所などに入ってくるということです。もちろん当該の学校とも連携してそのような情報を交換させていただいているところで、皆さまご承知おきいただきたいと思っています。

新しい学校では見学会を毎月2回行っています。詳しい案内は改めて出と思いますが、素晴らしい学校ですので、ぜひ行っていただければと思っています。

2点目は、本校は共生社会を担う人材の育成を学校の使命だと考えております。ハザードマップを見てびっくりしているところではありますが、平成29年から江戸川区の総合防災訓練や近隣の自治会の防災訓練に生徒及び教員が参加させていただいております。生徒

の反応は、参加して初めて分かったことになりませんが、自分たちから「助けてください」「こっちをお願いします」と言わないと命に関わるのだということが分かったということです。そのことは、高齢者や赤ちゃん等の災害弱者といわれる方の代弁者になるのであるということに気付かしまして、そのようなことを積極的に発信していくことを生徒たちが始めました。今年も、7月25日の江戸川区の防災訓練、8月25日の自治会の防災訓練等にも小中学部の児童生徒も含めて参加していきたいと思っています。

そして発信していかないといけないということと、もう一つ学んだのは、生徒たちが自分でも役に立つことができるということです。生徒ひとりひとりが自分だったらこういうことができるということと人の助けになることができるということとを学んでまいりました。そのように子どもたち自ら飛び込んで経験してきたこととでございます。

3つ目は、本校は交流学習会を行っております。小学校の段階から、中学校、また高等学校で行っております。昭和58年から始めており、そのころの小学生は今42歳から48歳ぐらいの年になっています。ということはその地域で2世代目が生まれて、2世代目が交流学習を行っていることとなります。

どうということが起こっているかということ、障害のある子どもたちに非常に理解のある地域柄が生まれております。子どもたちは低学年のうちから手を握って一緒にダンスをするようなことを通じまして、抵抗感なく子どもたち同士で触れ合うことができます。そのことが高学年になっても引き継がれ、中学校に行っても優しい接し方とか、このぐらいのあんばいで手を引っ張って行こうかなというようなことができるようになっていきます。相手を思いやり、相手の障害のことを考えて支援をすることができる子どもが育っています。大人も育っているということとでございます。

この交流学習や復籍交流等を通じて意識を変えていくことは本当に大切なことだと思っています。本校を宣伝するばかりではないのですが、本一色、松本、鹿骨等の地域は自治会の皆さんも含めて障害に対して非常に寛容というか、心広く受け止めてくださっているということが何よりも共生社会実現のために大切だと考えているところでございます。

委員

私たち民生・児童委員は、皆さんが困っていることやこういうことをしてほしいなということをして、各関係機関に結ぶというのが一番の目的でございますが、地域ではただ結んでそのままというわけにもいきません。先ほどから話にはございますが、高齢化していらっしゃるというお話について、私の地域でも一つ事例がございました。

それは、お母さまが高齢で、娘さんと息子さんがいらっしゃるのですが、息子さんは所帯を持っていて、娘さんは知的障害があり、なかなかお話もできないような状態の方で、年齢は50を過ぎており、その分お母さまもそれだけ高齢化されていまして。お母さまには、後のことをいろいろ考えておいたほうがよいというようなお話をされていて、ご自分でもそういうことは重々に分かっておりましたので、行政ともお話し合いしていたところ、突如お母さまの具合が悪くなり、亡くなってしまったのです。そこで、ご兄弟の弟さんが割と近くにいらしたのですが、なかなかそこでは一緒には暮らせないということで、行政へお願いいたしまして、茨城県の施設に娘さんは入りました。そこで施設に入れたのは良かったなと思ったのですが、これからは、そのような状態がだんだん多くなってくるとい

うことを伺いまして、私たち民生・児童委員としても、もっといろいろなことを伺って自分なりに勉強いたしまして、少しでも役に立てるようになりたいなと思っております。

委員

以前にもお話ししましたが、江戸川区歯科医師会では、区のご協力を得まして、江戸川区口腔保健センターにここに診療所という、障害者ならびに高齢者を対象にした診療所を開設し、運営しております。

通常の虫歯、歯周病の治療だけではなく、最近は医療全体がいわゆる痛くなったら、悪くなったら行くということではなくて、予防ということに重きを置いた治療方針になってきているというのは皆さまもご存じだと思います。

特に歯科に関しては、最近話題になっていきます誤えん性の肺炎、オーラルフレイルいわゆる口の中の虚弱との関連など、エビデンスに基づいた治療後のケア、主に摂食嚥下指導と口腔ケアを行っております。この全てを口腔保健センターの中で、専門医の下、有病者ならびに障害者の皆さんの治療に特化した形で運営しております。

昨年は3,900名の延べ患者数で、お陰さまで増加の一途をたどっております。そのようなことを通じて口の中の良い環境の維持に努めていくということで、今現在も努力している最中でありまして。

また、「なごみの家」には、会員を現在8カ所に派遣しております、積極的に参加できるような態勢で望みたいと思っております。「なごみの家」を通じて、口の中の環境、虫歯など、いろいろな情報発信や情報提供をその参加している先生を通じてできればいいと思っておりますので、ぜひご活用ください。よろしく申し上げます。

それから、一般区民に対しての啓蒙を含めての無料健診を江戸川区にご協力をいただいております。一つは、口腔がん検診「歯つらつチェック」です。「歯つらつチェック」は、口の中の衰え、舌の衰え、飲み込みの衰え、噛む衰えを65歳以上の方をターゲットにした無料健診です。また、成人歯科健診は、20歳から70歳までの5年刻みの節目健診になります。それから、妊産婦健診は今年から個別の健診に変わり、江戸川区歯科医師会の会員の診療室へ出向いていただいて、将来の虫歯予防及び歯周病予防を含めた健診を実施しております。

このようなさまざまな健診を通じて、痛くなったら治療ということではなく、口の中は特に予防が重要だと思っております。また、毎日の口腔ケアがすごく重要で、それこそ全身疾患を引き起こす一番の元になりますので、障害者の皆さんだけではなく、有病高齢者、あるいは区民全体の口の中の環境の維持ということに、微力ではございますが、会員250名で協力したいと思っております。よろしく申し上げます。

会長

ありがとうございます。皆さん、貴重なご意見をありがとうございます。

私は医師会から推薦されており、介護施設を運営しております。障害のある方や高齢になられてから入られる方も多数いらっしゃいます。クリニックは当初20年前から訪問診療を中心に行っております。今も訪問診療を続けています。というのはなぜかということ、来てくれる方はある程度元気な方ということです。これからは寝たきりの方々が増えてくる

のではないかということで、今も、少数ですが訪問診療を行っております。

地域でいろいろな活動するには地域の実情やご自宅の実情があり、いろいろな方々が地域で患者さんに携わっていますので、そのような連携や取り組みは、非常に重要だと思っています。20年前にはお医者さんは敷居が高いとか、言われていたことがありました。私は、医師も地域の一員であり、皆さま方と連携する七珍の一つじゃないかということで当初からうたって、ときには異端児扱いされたこともあるのですが、今もそのようなスタンスで地域の方々と一緒に活動しております。先程、お話にあった「なごみの家」や熟年相談室についても、医師が携わり、地域の方々、当事者の方々、ご家族の方々の話を聞くこともわれわれ医師会は今も行っております。

先ほど、「なごみの家」に関してご意見をいただきました。非常に好事例なことも伺って、これから発展していくと思う反面、まだまだ障害のある方に対して、できる限り対応できるような体制が必要であると思っています。先ほどの意見にもあった、来てくれない方にどうすればいいのか。これは介護の世界でも同様のことがあります。ここに何かありますよと情報を周知しても、たどり着くまでに非常に大変な思いをされているというお話も聞きます。地域の方々の一声でうまくいくこともありますし、支えにもなりますし、民生委員の方々のお力でいいように動いた件もあります。そのようなことを一つ一つ解決していける仕組みがこれからは必要だと個人的には考えております。

この皆さま方のご意見を、今後、各団体や皆さまの身近な方々にも、意見交換で活用していただければと思っております。

次回も「江戸川区の地域共生社会について」をテーマに、皆さま方からのご意見をいたく所存でございます。小テーマにつきましては、事務局で検討の上お知らせをいたします。それでは次の議事に入りたいと思います。

続きまして議事3「江戸川区障害福祉計画等の中間報告および次期計画策定のための基礎調査について」につきまして、事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

資料4をご覧ください。現在の障害福祉計画の成果目標の実績報告をいたします。

現在の障害福祉計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間としており、その1年目である平成30年度の実績が出ましたので、報告させていただきます。

まず成果目標(1)「福祉施設の入所者の地域生活への移行」になります。まず(ア)入所施設に入っている方を、グループホームや在宅などの地域生活へ移行するという目標でございます。こちらは、30年度から令和2年度までの3年間で11人移行することを目標に掲げさせていただいております。平成30年度の実績は2名でした。

また、福祉施設の入所者数につきましても、平成28年度末の401名を、令和2年度末に409名とする目標を掲げておりましたが、平成30年度末の実績は412名でした。

こちらは、重度化、高齢化などが要因となって、このような実績になっているものと分析しています。

続いて成果目標(2)「精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築」です。こちらにつきましては、健康部副参事からご報告させていただきます。

健康部副参事

こちらにつきましては、令和2年度末までに協議の場を設置することを目標としておりましたが、精神保健に特化した課題が山積しており、早くにも検討したいということで、平成30年度末に精神保健福祉協議会を設置いたしまして、第1回を今年の3月に開催したところです。また今年度は、8月と1月か2月ごろを予定しており、年2回開催し、精神障害者の支援体制の整備を図っていきたいと思っております。

次のページにあります入院している方を退院して地域へ移行していくということに関しましては、具体的に計画の中には数値目標は掲げてはいないのですが、過去4年間の実績を載せておりますのでご参照いただければと思います。平成30年度中に地域移行、退院できた方は5名でした。以上です。

障害者福祉課長

引き続きまして、成果目標(3)「地域生活支援拠点等の整備」です。障害のある方の地域生活を支える拠点として、さまざまな既存の施設と連携して「面的整備」という形での拠点の整備を目標に掲げています。現在では令和2年度末の面的整備に向けた検討を進めているところでございます。

続いて成果目標(4)「福祉施設から一般就労への移行等」です。福祉施設につきましては、先ほどの入所施設とは異なりまして、いわゆる就労系の施設ということでイメージいただければと思います。(ア)「福祉施設から一般就労への移行者数」です。平成28年度は71名でした。令和2年度でこの1.5倍の106名を目標値としました。平成30年度では122名の一般就労への移行者数がございました。

続いて(イ)「就労移行支援事業の利用者数」です。平成28年度末にこのサービスを使っている方が198名いましたが、令和2年度末で238名を目標としました。平成30年度末の利用者は214名でございました。

(ウ)「就労移行支援事業所ごとの就労移行率」です。令和2年度末における区内就労移行支援事業所全体の約5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成するということを目標にしています。平成30年度末におきましては、この目標をおおむね達成しているところでございます。

(エ)「就労定着支援による職場定着率」です。このサービスは、昨年度新しく始まったサービスになりますので、実績につきましては来年度以降報告させていただければと考えています。

続いて、成果目標の(5)「障害児支援の提供体制の整備等」です。

まず(ア)「障害児に対する地域支援体制の構築」の児童発達支援センターの設置等については、発達障害相談センター長から説明をさせていただきます。

発達障害相談センター長

発達障害相談センターより説明させていただきます。

成果目標(5)「障害児支援の提供体制の整備等」です。(ア)「障害児に対する地域支援体制の構築」、「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」というところでございます。令和2年度末までに両方設置する、または

事業を行うということを目標としています。1年早く、令和2年4月1日に児童発達支援センターを開設し、保育所等訪問支援の事業を行います。現在、小松川幼稚園の跡地に設置ということで、内部改修に取り掛かっているところでございます。以上です。

障害者福祉課長

続きまして、(イ)「重症心身障害児支援児童発達支援事業所等の確保」です。1カ所以上の事業所の確保を目標としました。現在、区内には児童発達支援事業所につきましては重症心身障害児を支援できるところが3カ所、放課後等デイサービスにつきましては1カ所ございます。

(ウ)「医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置」です。令和元年度末までに医療的ケア児支援の関係機関協議の場を設置するということで、現在、検討を進めているところでございます。

続きまして、資料5をご覧ください。「第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画策定のための基礎調査」です。

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする次期計画策定に当たり、事前の基礎調査を行います。調査を行う事業者の選定につきましては公募型プロポーザルを実施し、8月中旬の決定を目指して進めています。調査期間は、今年の11月上旬から下旬までとし、調査対象は障害者(児)1,500名になります。無作為抽出した区民1,500名につきまして調査票を送付し、回答していただくものでございます。結果につきましては回答の集計・分析を行った上で令和2年3月末の完成を目指して進めます。説明につきましては以上です。

会長

説明ありがとうございました。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは次の議事に入りたいと思います。

続きまして議事4「情報共有・その他」につきまして、事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

それでは、続きまして資料6をご覧ください。

初めに令和元年度障害者福祉施策の概要について説明します。

今年度の障害者福祉予算額につきましては、214億4,635万7千円になり、昨年度に比べますと0.2%減でございます。内訳は障害のある方への手当等に関する経費、障害福祉サービスの給付に関する経費、区立障害者施設の運営に関する経費ということで、1から6まで記載している内容になります。この中で、主な取り組みといたしましては下段の2点になります。

1点目が障害者グループホーム整備補助です。親亡き後の居場所ということでグループホームも話題としていただいているところでございますが、このグループホームを整備するために事業者に対し、建設費の補助を行うことが今年度新たな事業になります。

2点目がリレー手話通訳者派遣です。高齢のろう者の方の中には、健聴者の手話通訳者

では十分なコミュニケーションをとれないような場合があると伺っております。そのような場合にろう者の手話通訳者を派遣し、意思疎通を行うというもので、今年度から新たに始める事業になります。

続きまして、資料7および資料8につきましては、それぞれ担当の課長から説明をさせていただきます。

発達障害相談センター長

資料7をご覧ください。令和元年度発達障害相談センターの概要です。

予算額は、3億4千万円余となっております。前年度比273.9%と大きく増になっています。増の主な要因は、小松川幼稚園跡地に開設の準備をさせていただいている発達相談・支援センターの開設準備費、整備費によるものになります。

主な取り組みは、発達障害についての正しい理解の普及啓発を引き続き行ってまいります。また、先ほどより申し上げます発達相談・支援センターの開設準備を行ってまいります。以上です。

健康部副参事

続きまして、資料8をご覧ください。令和元年度精神保健対策の概要です。

精神保健対策予算額は、3億3千万円ほどです。こちらは前年度比15%増となっております。

その要因は、主な取り組みの3番にあります社会復帰施設の充実となります。こちらは、区内に4カ所目となる地域活動支援センター 型「地域活動支援センターこまつがわ」を4月に新設しました。区内4カ所目になりましたので、その横のつながりも強化するとともに、皆さまの利用しやすい施設にしていければと思っております。また現在、地域活動支援センターには就労支援事業という委託事業を行っていますが、地域のニーズに応じた事業なども今後検討していければと考えています。以上です。

障害者福祉課長

それでは、その他の情報提供になります。カラーのチラシ「2020 だより」をご覧ください。

まず、1枚目、「江戸川区は共生社会ホストタウンに登録されました！」と記載がされているものです。こちらは、東京オリンピック・パラリンピックを契機にパラリンピアンとの交流を通じて、「ユニバーサルデザインの街づくり」や「心のバリアフリー」といったものに取り組みを実施する自治体を共生社会ホストタウンに国に登録する制度です。それに江戸川区が登録をされたというご案内です。

もう1枚の「東京2020オリンピック聖火リレーが江戸川区にやってくる！」をご覧ください。

来年の7月20日月曜日に江戸川区内を聖火リレーが走る予定になっています。このチラシの裏面を見ていただき、聖火ランナーを募集中ということで、その応募要件が記載されております。東京都の応募要件は、2008年4月1日以前に生まれた方ということで年齢の制限はございますが、国籍や性別、障害の有無は問わないというものになっています。

自らの意思で火を運ぶことができる方、これは介助者のサポートも必要に応じて付けていただくことは可能です。また東京都にゆかりがある方ということが応募条件となっておりますので、ぜひ障害のある方も含めて多くの方にご応募いただければと考えています。

聖火ランナーの応募先はチラシに記載されている5カ所の応募先にそれぞれお申し込みができるそうです。具体的な申し込み方法につきましては応募先によりまして異なっておりますので、応募方法のところをご覧くださいまして、それぞれの応募先のホームページ等を確認していただき、応募のご検討をしていただければと思います。

説明は以上です。

健康部副参事

健康部から自殺対策の件について説明いたします。資料9江戸川区の自殺の実態及びハンカチ型のリーフレットをご覧ください。

江戸川区の自殺対策として、一昨年度末に誰も自殺に追い込まれることのない江戸川区の実現を目指してということで「江戸川区いのち支える自殺対策計画」を策定しました。全庁的に取り組むべき内容になっており、命を支えるということは生きることの支えということで、普段行っているさまざまなことに通じ、「地域共生社会」についても網羅されているような内容だと思っています。資料9の裏面にその概要版があります。基本施策、重点施策、生きる支援の関連施策として、障害の有無に関わらず、お子さまから熟年者までのさまざまなサポートを掲げています。ぜひ、お時間があるときにご覧ください。また、江戸川区の自殺者数については、さまざまな施策・支援を重ねている中で、年々減っていくことを狙っているところではありますが、去年は122名となり、増えているのが江戸川区の実情です。全国的には9年連続で減少しているのですが、東京都は微増、江戸川区も微増という実態であることを皆さまに知っていただくとともに、この亡くなる方は10代から80歳以上の方までいらっしゃいますので、こういった方が一人でも少なくなるようにしていきたいと思っています。皆さまのつなぐ支援をなお一層ご協力いただければと思います。

また、相談先をまとめたのがハンカチ型リーフレットで、こちらも皆さまご自身が携えていてもいいですし、困っている方やちょっと悩んでいそうだなという方がいたら渡していただくなど利用していただいてもいいと思います。それぞれの会、団体で配りたいというご要望があればお渡しできますので、お声掛けいただければと思います。

最後に、「自殺防止！えどがわキャンペーン」のチラシをご覧ください。9月に実施している自殺予防週間において、このキャンペーンを毎年行っております。今年は講演会&ミニライブを9月17日に開催いたします。講師をお願いするシンガーソングライターの玉城ちはるさんは、お父さまを自殺で亡くされているという経験をお持ちの方です。命の大切さというものを改めて考える時間になるとと思いますし、あわせてミニコンサートも行いますので、皆さんご自身のメンタルケアにも役立つと思っております。ぜひお誘いの上、ご参加いただければと思います。

障害者福祉課計画係長

続きまして、事務局からは、令和元年度地域自立支援協議会交流会のお知らせと、次回

の協議会の日程についてご連絡いたします。

まず資料 10「令和元年度地域自立支援協議会交流会」につきまして、東京都よりお知らせがありましたので、情報提供させていただいております。

東京都自立支援協議会主催で、各区市町村の自立支援協議会関係者が一堂に会し、交流を図り、意見交換を行うことにより、地域の自立支援協議会活動が促進されることを目的に、今年度は令和元年9月2日月曜日の午後に茗荷谷にて交流会が開催されます。場所は東京都社会福祉保健医療研修センターになります。詳しい内容は資料をご覧ください。なお、参加を希望される方につきましては、参加申込書にご記入の上、事務局へ7月24日水曜日までにファクスでご提出をお願いします。

最後に、次回の協議会日程ですが、第2回地域自立支援協議会の日程は、11月7日木曜日の午後、会場はこちらのグリーンパレス、同じ会場の2階、千歳・芙蓉で開催させていただく予定になっております。開催時間等につきましては後日連絡させていただきますが、ご予約をお願いいたします。以上です。

会長

ただ今、事務局からご説明がりましたが、次回の協議会の開催についてはご予約をお願いいたします。後日事務局より開催通知をお送りいたします。

終了時間がかなり過ぎていますが、皆さんから何かご連絡事項はございますか。よろしいでしょうか。

それでは皆さまのご協力により、無事協議会を終了することができました。

以上をもちまして第1回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。

閉会時刻 午後3時23分